

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



56歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

「一括贈与の非課税制度」活用のポイント

決められた用途による使用が条件

こんにちは、高橋学です。前号では、贈与税の課税方法には暦年課税と相続時精算課税があり、2024年1月より相続時精算課税にも年110万円の基礎控除（非課税枠）が新設されたことをご紹介しました。

しかし贈与税の税制にはこうした基礎控除の他にも、より多くの資産を無税で一括贈与できる制度もあります。①教育資金、②結婚・子育て資金、③住宅取得等資金の一括贈与非課税制度です。いずれも決められた目的資金として贈与・使用されることを条件として、一定額までの贈与が無税になる仕組み（受贈者は年齢や年間所得などの条件を満たす子、孫など直系卑属が対象）。これらを上手に活用することにより、より合理的な資産移転が可能になります。

下表に各制度の概要をまとめました。「①教育資金と②結婚・子育て資金」と「③住宅取得等資金」に分けて、特徴や注意点を見ていきましょう。

教育と結婚・子育ては「使い残し」にも注意

①教育資金と②結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度でまず覚えておきたいのが、金融機関を介した活用になること。一定の金融機関に子・孫らの名義の口座を開設、信託等して贈与する必要があり、口座からの「払い出し」には領収書等の提出が求められます。「使い残し」に対する課税の可能性も注意点の1つ。使い残しへの課税は（a）受贈者が年齢の上限を超えた時、（b）贈与者が亡くなった時（相続が開始した時）のタイミングで問題となりますが、前者では使い残しの残高に贈与税がかかり、後者では相続財産に加算されるケースがあることを覚えておきましょう。

一方、③住宅取得等資金の一括贈与非課税制度で押さえておくべき要件としてはまず、取得する住宅の種類によって非課税枠が異なることが挙げられます。贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日の間に、添付書類を添えて贈与税申告書を提出する必要があることも注意点です。 M

■ 一括贈与非課税制度の概要

	①教育資金	②結婚・子育て資金	③住宅取得等資金
非課税枠	1,500万円まで (学校以外の教育資金は500万円まで)	1,000万円まで (結婚資金は300万円)	1,000万円まで (省エネ等住宅の場合。それ以外の住宅は500万円)
受贈者の主な条件	● 30歳未満の子・孫など直系卑属 ● 合計所得1,000万円以下	● 18歳以上50歳未満の子・孫など直系卑属 ● 合計所得1,000万円以下	● 18歳以上の子・孫など直系卑属 ● 合計所得2,000万円以下 ^{*1}
仕組み	一定の金融機関に子・孫の名義の口座を開設し資金管理契約を締結	一定の金融機関に子・孫の名義の口座を開設し資金管理契約を締結	贈与を受けた子・孫らが確定申告
払い出し	教育費に充てた領収書等を金融機関が確認し、金額を記録	結婚・子育て費に充てた領収書等を金融機関が確認し、金額を記録	—
契約終了時の使い残しの扱い	受贈者が30歳に達した時使い残しがある場合、使い残しに対して贈与税が課税	受贈者が50歳に達した時使い残しがある場合、使い残しに対して贈与税が課税	—
相続発生時の使い残しの扱い	23歳未満または学校等に在学中の場合等は、相続財産への加算なし。受贈者が23歳以上で、在学していない等の場合、相続財産に加算 ^{*2}	残額は相続財産に加算	相続財産への加算なし
期限	2026年3月31日まで	2027年3月31日まで	2026年12月31日まで

※1 住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は1,000万円以下 ※2 相続財産が5億円超の場合は、年齢等を問わず加算

(出所)国税庁の資料などをもとに筆者作成